

日野市地域猫サポーター設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域住民ボランティアが行う地域猫活動（地域住民の理解の下に、飼い主のいない猫を適正に管理する活動をいう。以下同じ。）を推進するために設置する地域猫サポーター（以下「サポーター」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(役割)

第2条 サポーターは、飼い主のいない猫を原因として生じる生活環境への支障、地域住民の生活問題への解消について、地域猫活動に従事するボランティア（以下「地域住民ボランティア」という。）及び地域住民の相談及び捕獲補助等を行う。

(要件)

第3条 サポーターは、次の各号のいずれにも該当する者で、日野市（以下「市」という。）に登録されたものとする。

- (1) 前条に掲げるサポーターの役割を日野市内にて担うことが出来るもの。
- (2) 日野市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。
- (3) 地域猫活動に関して特定の政治、思想及び宗教の活動をしないこと。
- (4) 市の地域猫活動に関する施策及び方針を理解する者
- (5) 飼い主のいない猫の適正な飼養等について経験をしたことがある者

(活動)

第4条 サポーターは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域住民ボランティア及び地域住民からの地域の猫に関する相談及び捕獲の補助等の対応
- 2 サポーターは、次に掲げる講習、会議等に参加するよう努めなければならない。
 - (1) 市が行う地域猫活動に関する講習
 - (2) 市が行うサポーターの連絡会議及び地域猫ボランティアの連絡会議
- 3 サポーターは、市の定めるところにより、活動内容を市に報告しなければならない。

(登録)

第5条 サポーターの登録を受けようとする者は、市が指定する講習を受講した上で、日野市地域猫サポーター登録届（第1号様式）により届け出なければならない。

2 日野市長（以下「市長」という。）は、前項の規定により届出をした者がサポーターとして適当であると認めるときは、サポーター名簿に登録するものとする。

(サポーター証)

第6条 市長は、前条第2項の規定によりサポーターの登録をしたときは、当該届出をした者に対して日野市地域猫サポーター証（第2号様式。以下「サポーター証」という。）を交付する。

- 2 第4条第1項各号に掲げる活動を行うときは、サポーター証を携帯しなければならない。
- 3 サポーター証を紛失したときは、速やかに市長に届け出なければならない。
- 4 サポーター証を他人に譲渡、又は貸与してはならない。
- 5 サポーターの活動を辞退するとき、又は次条の規定によりサポーターの登録を取り消されたときは、速やかにサポーター証を市に返却しなければならない。

(登録の取消し)

第7条 市長は、サポーターが次の各号のいずれかに該当する場合は、サポーターの登録を取り消すことができる。

- (1) 市の地域猫活動に関する施策及び方針に反する場合
- (2) 第4条第1項各号に掲げる活動を行わない場合、その他サポーターとしての役割を果たさない場合
- (3) 日野市地域猫サポーター辞退届(第3号様式)の提出があった場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、サポーターとしての活動に支障をきたす特別の事由があると市長が認める場合

(報酬)

第8条 サポーターの活動は、無報酬とする。

(守秘義務)

第9条 サポーターは、活動において知り得た情報をみだりに漏らし、又は活動以外の目的に使用してはならない。サポーターとしての登録を辞退し、又は取り消された後も同様とする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、公示の日から施行する。

附 則(令和7年9月26日)

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年9月26日から施行する。

日野市長 殿

氏 名

日野市地域猫サポーター登録届

日野市地域猫サポーターの登録を受けるため、以下のとおり届け出ます。

ふりがな	
氏 名	
住 所	※ 日野市外に在住する場合は、日野市内の勤務先等を記入してください。
電話番号	
ボランティア等からの連絡方法	自宅電話 ・ 携帯電話 ・ 訪問 ・ その他（ ）
連絡可能時間帯	午前 ・ 午後 ・ 夜間 ・ 時間帯指定（ ）
確認事項	1 この活動に関して知り得た情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。 2 地域の飼い主のいない猫の対応に関する活動に努めること。

飼い主のいない猫の避妊・去勢手術に関する市の支援制度の申請があった場合、必要に応じて登録内容を申請者に伝えることについて同意します。

※ 市記入欄

講習受講日： 年 月 日	登録番号：
登録年月日： 年 月 日	

第2号様式（第6条関係）

（表）

第 号
日野市地域猫サポーター証
氏名
年 月 日
日野市長

（裏）

<p>この日野市地域猫サポーター証を携帯する者は、日野市地域猫サポーター設置要領第5条の規定に基づいて日野市に登録された日野市地域猫サポーターであり、地域の相談及び飼い主のいない猫の他補助等の対応に関する活動を行っているものである。</p>
--

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

日野市長 殿

氏 名

日野市地域猫サポーター辞退届

日野市地域猫サポーターを辞退したいので、日野市地域猫サポーター証を添えて届け出ます。